○国土交通省告示第千六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十五日　国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
東亞工機株式会社	佐賀県鹿島市大字山浦丁1430番地30	内燃機関のシリンダライナ	平成23年10月13日から平成28年10月12日まで
〃	〃	内燃機関のシリンダカバー	〃
〃	〃	内燃機関のピストン	〃

○国土交通省告示第千七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十五日　国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工業株式会社汎用機・特車事業本部	神奈川県相模原市中央区田名3000番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	平成23年10月13日から平成28年10月12日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃

○海上保安庁告示第二百二十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十五日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三二度三〇分、北緯三三度四〇分、東経一三四度一〇分、東経一三六度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十三年十月二十六日から平成二十三年十一月四日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○海上保安庁告示第二百三十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本油料検定協会から確認業務を行う事業場について、平成二十三年十一月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十五日　海上保安庁長官　鈴木　久泰

変更する事業場の名称及び所在地

変更後	変更前
東海支所 愛知県名古屋市港区浜一丁目一番一号	名古屋支所 愛知県名古屋市港区潮見町三十七番地十五

○東北地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十三年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市宮城野区高砂二丁目二四番から同市宮城野区中野字田中一四〇番一まで	前	二二・六メートル
	後	四一・八メートル
図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所	前	二二・六メートル
	後	五四九・一五キロメートル

○関東地方整備局告示第四百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目一五番五から同市田尻五丁目四三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十五日

○関東地方整備局告示第四百四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　7

二　登録建築物調査機関の名称　株式会社　湘南建築センター

三　住所　神奈川県平塚市宮の前13番3号

四　変更する年月日　平成二十三年十月十七日

五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　株式会社　湘南建築センター本店　神奈川県平塚市宮の前13番3号　株式会社　湘南建築センター横浜支店　神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号

○九州地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	うきは市吉井町福永字椋ノ木八六番三から同市吉井町福永字教田二四六番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十五日